

福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会 設 立 の 経 緯

設立の背景

国は、平成26年6月閣議決定された「規制改革実施計画」において、社会貢献活動をすべての社会福祉法人に義務付けました。また社会福祉法が今年4月に改正され、平成28年改正法第24条第2項においてすべての法人の責務として、「地域における公益的な取り組み」の実施を規定いたしました。

あわせて平成28年度改正法第55条2項において、個々の法人において社会福祉充実残高(余剰財産)がある場合は、さらに社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施するよう義務付けました。

このように社会福祉法人(福祉施設や介護事業所等)は、地域における公益的取り組みを忠実に実行する責務を有しますが、個々の施設や事業所ごとでは情報不足やマンパワー不足、実施方法の問題など意図される目的に沿って的確に進めることは厳しい状況にあります。そこで、これからは福智町で活動を行う社会福祉法人が連携・協働して、制度改革への対応や地域貢献など公益活動の取り組みに対して対応を行っていかなければその目的に応えることができませんし、実際に施設同士が連携し協働しながら進めていかなければ対応できない時代に来ています。

設立の経緯

このような状況から、昨年4月に社会福祉協議会会長が発起人となり、福智町で施設や事業所を経営する社会福祉法人に、この連携協議会の設立に関する賛同と参加を呼び掛け、福智町21の法人及び施設に賛同をいただきました。その後、平成28年6月7日に全体会議を開催し、連携協議会の設置規程の承認と役員を選出及び事業計画・会費を含む予算の承認をいただき、平成28年8月5日に設立式を行いました。

設立の目的

この連携協議会は、会員相互の情報交換を行うとともに、地域ニーズや地域課題を受け止め、会員の連携協働により地域における公益的な取り組み(社会貢献事業等)を行うことで、地域住民の福祉の向上と安心安全な地域づくりを行うことを目的としています。

今後の活動について

この連携協議会は、福智町及び福岡県社会福祉協議会と連携し、会員相互の情報交換及び交流を進めるとともに、福智町の福祉ニーズの把握や町づくりに対する支援協力、自然災害における被災者等への支援、会員連携による公益的取り組みの推進及び周知・広報を行ってまいります。

平成28年度は、会員が社会福祉法の改正に関わる迅速な体制整備が整えられるよう情報提供とその支援を行うとともに、会員同士の地域における公益的な取り組みに関する意識の統一化を図るための研修等を行い地域課題等の共有化を図ります。平成29年度以降は、地域における福祉ニーズの把握に努め、公益的な取り組みへの実践活動を検討し実施してまいります。